

野辺地町議会基本条例（基本的な考え方付）

目次

前文

- 第1章 目的（第1条）
- 第2章 議会・議員の活動原則（第2条・第3条）
- 第3章 町民と議会の関係（第4条）
- 第4章 町長と議会の関係（第5条－第9条）
- 第5章 議会・委員会での活発な討論（第10条）
- 第6章 議会・議会事務局の体制整備（第11条－第14条）
- 第7章 議員の身分・待遇、政治倫理（第15条－第17条）
- 第8章 最高規範性、検証、見直し手続（第18条－第21条）
- 附則

前文

町民により選ばれた野辺地町議会議員（以下「議員」という。）は、野辺地町議会（以下「議会」という。）を構成し、町長とともに野辺地町の二元代表制の一翼を担い、町民の負託に応えるために、積極的な情報の公開と共有、政策活動への多様な町民参加の推進を図り、自己研さんに努め自由で活発な討議、町長等の行政機関との持続的な緊張関係の保持、公正・透明性の確保を遂行するとともに、少子高齢化・過疎化を始めとする重要課題に取り組む責務が課せられています。

議会は「町民憲章」の下、町民の負託にこたえていくことを決意し、ここに最高規範となる条例を制定します。
【基本的考え方】

野辺地町では昭和54年8月28日に「町民憲章」を制定して以来、成人式等において朗読しています。また、議会では平成23年統一選挙後の定例会開会初日に朗読しています。

この「町民憲章」を議会・議員が心一つにして守り、推進して行く自覚を持ち、日々研さんに努めることが大切です。

野辺地町の最重要課題の中に少子高齢化・過疎化による人口減少が上げられます。

2013年4月末、当町の人口は14,550人ですが、2040年には、8,969人と推計され、解決すべき諸問題は山積しており、議論の中から光明を見つけるべき努力が課せられています。

第1章 目的 (目的)

第1条 この条例は、地方分権にふさわしい、議会運営の基本事項を定めることによって、町政の情報公開と町民参加を基本とした、野辺地町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【基本的な考え方】

- 1 議会運営の基本事項とは、町民に身近で信頼され、町民の知る権利を尊重し、町民とともに、野辺地町発展のために活発な意見を交わす議会を目指すことを規定。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじ、町民参加を目指して活動する。

【基本的な考え方】

- 1 公正性、透明性、信頼性を尊重し、町民に分かりやすい議会運営を明文化しました。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由で活発な討議をしなければならない。

- 2 議員は、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めて活動をする。
- 3 議員は、個別的事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

【基本的な考え方】

- 1 議員は、議会機能強化に努め、議員相互間の自由で活発な討議を推進することを規定。
- 2 議員が、町政における課題全般について多様な町民の意見を把握するとともに、議員としての自己研さんに努めることを規定。
- 3 議員は、個別事案だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開に努め、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、すべての会議を原則公開するものとする。
- 3 議会は、委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、専門的または政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
- 5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、重要な議案に対する議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
- 7 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、町民に対する議会報告会又は意見交換会を年2回以上開催し、議会の説明責任を果たすものとする。
- 8 議会は、協働の町づくりを進めるため、積極的に活動するものとする。

【基本的な考え方】

議会は、各種団体等と意見交換し、議会報告会や議会だよりを通して「開かれた議会」に取り組んでいます。町民と議会の関係を明文化し、具体的な責務を提示しました。

- 1 議会の情報をホームページや広報紙等の多様な媒体を用いて公開に努め、町民に対する説明責任の履行を規定。
- 2 全ての会議とは、本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、全員協議会をいう。
- 3 議会運営委員会、常任委員会、特別委員会において、地方自治法に基づく参考人制度や公聴会制度を活用し、町民の意見・識見を十分に聴取して、自由で活発な討議に反映させることを規定。
- 4 請願及び陳情は、分権社会にふさわしい政策提案という位置づけとし、提案者の意見を聴く機会を設けることを規定。
- 5 多様な町民の意思・意見を聴取し、政策提案の拡大を図ることを規定。
- 6 重要な議案に対する各議員の賛否を議会広報等で公表することを規定。
- 7 議会として説明責任を果たし、さらに多様な町民意思・意見を聴取する場として、議会報告会または意見交換会を年2回以上開催することを規定。
- 8 議会として、町のイベント等のボランティアへ参加する等、町民との連携を図ることを規定。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長等の質疑応答は、広く町政の論点・争点を明確にするため、一問一答方式で行う。

【基本的な考え方】

- 1 本会議における質疑は、町政の論点・争点等を明確にしていくために、一問一答方式で行うことを規定。

(議会審議における論点情報の形成)

第6条 議会は、町長が提案する重要な政策等について、議会審議にあたり論点を明確にするため、政策形成過程を明らかにした資料等の提出を求めるものとする。

【基本的な考え方】

- 1 町長に対し、資料等の提出を求め、政策水準の高い議論を行うことを規定。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第7条 議会は、予算案及び決算の審議に当たり、前条の規定に準じ、町長に対し、分かりやすい説明資料を求めるものとする。

【基本的な考え方】

- 1 予算・決算の審議に当たり、説明資料の提出を求めることを規定。

(議決事項の追加)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という）第96条第2項に規定する議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を考慮のうえ、別に定めるものとする。

【基本的な考え方】

- 1 法では、議決事項の制限と議会独自の範囲拡大の保障が明記されており、町政全体において重要な計画等に関して、決定に参画の機会の確保と執行上の議決の必要性を比較・検討し、追加することを規定。

(監視、評価)

第9条 議会は、町長等の事務の執行について監視する責務を有する。

2 議会は、町民に対し議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、町長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

3 議会は、まちづくりの基本構想に基づく総合的計画について、その効果を常に検証し、評価する。

【基本的な考え方】

1 議会は、町長等の事務の執行について、監視及び評価に努めることを規定。

第5章 議会・委員会での活発な討議

(自由で活発な討議)

第10条 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び請願、陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由で活発な討議により議論を尽くして、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議員は、前項の規定による議員相互間の自由で活発な討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

【基本的な考え方】

1 議会・委員会は町民より負託を受け本領を発揮する場所である。したがって、それぞれの会議における議案審議の結論を出すに当たっては、議員相互間の自由で活発な討議によって多様な意見を出しあい、町民に対し説明責任を果たすことを規定。

2 議員は、議員相互間の自由で活発な討議の拡大のため、自らも積極的に議案の提出を行う努力をすることを規定。

第6章 議会・議会事務局の体制整備

(議会等の適切な運営)

第11条 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適切な運営により機動力を高めなければならない。

【基本的な考え方】

1 重要な行政課題に対し常任委員会、特別委員会の持つ専門性を生かし、適切かつ迅速に対応することを規定。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。なお、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮するものとする。

【基本的な考え方】

1 議会、議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の機能を強化に併せ、執行機関の法務機能の活用・職員の併任等を考慮していくことを規定。

(議員研修の充実強化)

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研究会を積極的に開催するものとする。

3 議会は、議員の資質向上のため、図書の充実を図るものとする。

【基本的な考え方】

1 議会は、議員の政策形成等の能力向上のため、議員研修の充実強化を図ることを規定。

2 議員研修では、幅広い分野の専門家等を招き、積極的に研究会を開催することを規定。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会、町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【基本的な考え方】

1 議会の広報活動は、町政に係る重要な情報を議会の視点から、町民に周知することを規定。

2 情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段の活用により、町民が議会や町政に関心を持つよう広報活動を行うことを規定。

第7章 議員の身分・待遇、政治倫理

(議員定数)

第15条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

【基本的な考え方】

- 1 議員定数は、別に条例に定めることを規定。
- 2 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけでなく町政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討することを規定。

(議員報酬)

第16条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

【基本的な考え方】

- 1 議員報酬は、別に条例に定めることを規定。
- 2 議員報酬の改正は、行財政改革の側面だけでなく町政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討することを規定。

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

【基本的な考え方】

- 1 議員は、町民全体の代表者としての倫理義務が課せられており、それを常に自覚して行動することを規定。

第8章 最高規範性、検証・見直し手続

(最高規範性)

第18条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

【基本的な考え方】

- 1 議会運営における最高規範であることを規定。

(議会及び議員の責務)

第19条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

【基本的な考え方】

- 1 議員は、この条例及びこの条例に基づき制定された条例、規則等を遵守して議会を運営し、町民の代表としての責任を果たすことを規定。

(検証)

第20条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

【基本的な考え方】

- 1 この条例について、定期的な検証を行うことを規定。

(見直し手続)

第21条 議会は、前条の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

【基本的な考え方】

- 1 この条例について、必要に応じて、議会関係条例等の改正を行うことを規定。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。